

< 一般委託 >

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析(作業環境測定)等業務委託仕様書

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析(作業環境測定)等業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀ごみ処理施設内のダイオキシン類に係る作業環境の測定及び金属アーク溶接等作業に係る空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行い、その結果を報告するものである。
2	履行期間	契約の日から令和4年3月31日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目1番1号 横須賀ごみ処理施設
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	労働安全衛生法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱、特定化学物質障害予防規則、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)計量法第121条の2の規定に基づく認定特定計量証明事業者(大気中のダイオキシン類) (2)同法第107条の登録事業者(規則別表第4:6濃度及び6の2特定濃度)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は業務完了後受託者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	資源循環部広域処理センター 大家 046-854-4153

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	--

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析（作業環境測定）等業務委託仕様書

1 目的

1) ダイオキシン類分析（作業環境測定）業務（以下、「ダイオキシン類作業環境測定」という）

横須賀ごみ処理施設内の作業場所において、ダイオキシン類に係わる作業環境の評価を行うことを目的とする。

2) 溶接ヒューム濃度測定業務（以下、「溶接ヒューム測定」という）

横須賀ごみ処理施設の屋内作業場において、金属アーク溶接等作業に係る空气中の溶接ヒュームの濃度を測定し、適切な呼吸用保護具を選択することを目的とする。

2 履行期間

契約の日から令和4年3月31日

3 委託内容

1) 測定場所

1回あたりの測定場所は、横須賀ごみ処理施設の焼却施設内において、ダイオキシン類作業環境測定3か所、溶接ヒューム測定1か所とする。

なお、ダイオキシン類作業環境測定の測定場所は、そのつど資源循環部所管事業場職員安全衛生委員会で選定した場所について、測定日の一月前までに委託者から受託者に連絡するものとする。

2) 測定回数及び実施予定時期

ア ダイオキシン類作業環境測定

測定回数：2回

実施予定時期：前期 令和3年8月、後期 令和4年2月

イ 溶接ヒューム測定

測定回数：2回

実施予定時期：ダイオキシン類作業環境測定の前期または後期の測定日を含む連続した2日間

3) 試料採取及び測定方法

ア ダイオキシン類作業環境測定

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
(平成 26 年 1 月 厚生労働省通知基発 0110 第 1 号の別添)

イ 溶接ヒューム測定

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等(令和 2 年 7 月 厚生労働省告示第 286 号)

4) 分析対象物質

ア ダイオキシン類作業環境測定

各種測定(併行測定、A 測定、B 測定)の分析対象物質は、検体ごとに下表に示す項目とする。

併行測定		A 測定		B 測定	
測定数	分析項目	測定数	分析項目	測定数	分析項目
1	ダイオキシン類(ガス状) ダイオキシン類(粒子状) 粉じん	5	粉じん	1	粉じん

*年間延べ検体数：ダイオキシン類(ガス状) 6 検体
：ダイオキシン類(粒子状) 6 検体
：粉じん 42 検体

イ 溶接ヒューム測定

分析対象物質は溶接ヒューム中のマンガンとし、労働者 1 人に対して 2 回行う。

5) 事前調査

受託者は、作業環境測定等のデザイン・サンプリング(案)について、測定日の 7 日前までに委託者に提出し承認を受けるものとする。

4 報告書の提出

受託者は、以下により報告書を取りまとめ、市長あて提出するものとする。

1) ダイオキシン類作業環境測定

- ア 仕様 A 4 判 簡易製本
- イ 記載内容 目的 測定年月日 測定場所 測定場所選定理由
測定方法 測定結果 評価と考察 測定結果に対する作業環境測定士の所見 用語説明 保護具の区分、種類 添付資料(現場測定写真集、作業環境測定結果証明書、ダイオキシン類濃度試験結果報告書、精度管理報告書)
- ウ 提出部数 前期分 3 部 (正) 1 部、(副) 2 部
前期分 + 後期分 3 部 (正) 1 部、(副) 2 部
- エ 提出期限 前期分は令和 3 年 9 月末
前期分 + 後期分は令和 4 年 3 月末

2) 溶接ヒューム測定

- ア 仕様 A 4 判 簡易製本
- イ 記載内容 目的 測定年月日 測定場所 測定方法 測定結果 (溶接ヒューム中のマンガンの濃度の測定値のうち最大のもの (mg/m³) 要求防護係数) 添付資料 (呼吸用保護具の選択の方法、現場測定写真集)
- ウ 提出部数 3 部 (正) 1 部、(副) 2 部
- エ 提出期限 前期の場合は令和 3 年 9 月末、後期の場合は令和 4 年 3 月末

5 データの保管

受託者は、本委託に関する各種データ(チャート類を含む)を、5年間保存すること。

6 環境への配慮及び安全の確保

業務に伴って発生する廃棄物が環境に及ぼす影響について十分認識し、その善後策を図るとともに環境関連法規を遵守し環境の保全に取り組むこと。また、労働安全衛生法その他関係法令を順守し安全確保に万全を期すこと。

7 その他

1) 疑義の解決

受託者は業務の着手に先立ち、委託者と十分な協議を行うものとし、履行途上において疑義が生じた場合は、協議のうえ委託者の指示に従うこと。

2) 業務内容の変更等

委託者は必要を認めるときには、業務内容を変更及び停止させることができる。

この変更等に係る委託料及び委託期間の変更については、別途協議のうえ決定する。

3) 成果品の検査と提出

受託者は業務の完了に際し、委託者による成果品検査を受けるものとし、検査合格後、速やかに提出すること。

なお、成果品の提出後において成果品記載内容に誤記等があった場合は、速やかに訂正し成果品を再提出すること。

8 本仕様書の問合わせ先

資源循環部 広域処理センター 担当 大家 TEL 046-854-4153